

町民課からのお知らせ

軽自動車税の改正について

軽自動車税について、平成 27 年度・平成 28 年度から新税率が適用されます。

●原動機付自転車、オートバイ、小型特殊自動車等

原動機付自転車、オートバイ、小型特殊自動車等については、平成 27 年度から新税率が適用されます。

税率一覧

区分		現行税率 (平成26年度まで)	新税率 (平成27年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超 90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超 125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
オートバイ	125cc超 250cc以下	2,400 円	3,600 円
	250cc超	4,000 円	6,000 円
二輪の被けん引車		2,400 円	3,600 円
雪上車		2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

●3輪・4輪の軽自動車等

3輪および4輪以上の軽自動車については、

平成 27 年 4 月 1 日に新車の登録を受けた車両については平成 27 年度分から

平成 27 年 4 月 2 日以降に新車の登録を受けた車両については、平成 27 年度は課税されませんが、平成 28 年度分から新税率が適用されます。

平成 27 年 3 月 31 日までに登録された車両は、平成 28 年度以降について新車登録から 13 年経過後に重課税率が適用されます。

新車の登録年月は、自動車車検証に記載されている「初度検査年月」で確認してください。

税率更新時期一覧

平成27年度は税率が変わらない車両	平成27年3月31日までに新車の登録を受けた車両
平成27年度に税率が上がる車両	平成27年4月1日に新車の登録を受けた車両のみ
平成28年度から税率が上がる車両	平成27年4月2日以降に新車の登録を受けた車両
平成28年度から税率が上がる車両（経年重課税）	平成28年4月1日現在で新車登録から13年経過した車両

税率一覧

区分		現行税率	新税率	重課税率 ^{※注1}	
3輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
4輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※注1 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車ならびに被けん引車を除く。

□お問い合わせ 役場 1 階 町民課 徴収係 ☎ 43-2111 (内線 2116)